

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 平成 29 年 8 月 7 日（月）

午前 10 時 00 分 開会

午前 10 時 43 分 閉会

○ 場 所 第 3 常任委員会室

○ 出席委員（10 名）

委員長	宮 城 司
委員	呉 屋 等
委員	桃 原 功
委員	上 地 安 之
委員	伊 波 一 男

副委員長	米 須 清 正
委員	佐 喜 真 進
委員	平 良 眞 一
委員	島 勝 政
委員	我 如 古 盛 英

議長	大 城 政 利
----	---------

○ 欠席委員（0 名）

○ 委員外議員（0 名）

○ 説明員（0 名）

○ 議会事務局職員出席者（3 名）

局長	東 川 上 芳 光
議事係長	中 村 誠

課 長	多 和 田 眞 満
-----	-----------

○ 協議案件

1. 議会報告及び市民との意見交換会の集約意見の取り扱いについて
2. 一般質問における午前中 3 人目の取り扱いについて
3. 請願の取り扱いについて

議会運営委員会（要旨）

平成 29 年 8 月 7 日（月）

○宮城司 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前 10 時 00 分）

【協議事項】

議会報告及び市民との意見交換会の集約意見の取り扱いについて

○宮城司 委員長 まず「県内で米軍に関する事件、事故等が起こった際は、宜野湾市に関する事件以外であっても決議、意見書を提出するよう取り組んでいただきたい」という意見について、現在も同様に取り組んでいることから、参考意見とすることによいか。

（異議なし）

○宮城司 委員長 次に、「基地問題に関して沖縄防衛局や関係機関等へ抗議要請等を行っていることは知っているが、それだけではなく、他に議会としてできる効果的な方法を検討していただきたい」という意見について協議していただきたい。

○桃原功 委員 2012 年のオスプレイ配備の際には全議員でデモ行進を行うなど、文書だけではなく、抗議行動を展開してきた経緯もある。当該意見が出された際、具体的な提案などもあったのか。

○米須清正 副委員長 無かったものと記憶している。

○桃原功 委員 議会での取り扱いがない場合でも、県民大会などもあり、議員も各々の判断で参加している。やるべきことは行っているものとする。

○宮城司 委員長 当該意見については現在でも行われているとの認識であり、参考意見として取り扱うこととしてよいか。

（異議なし）

○宮城司 委員長 次に「米軍機の飛行訓練に関し、住宅地上空ではなく会場や米軍施設内で訓練するよう議会から要請していただきたい」という意見について協議していただきたい。

○桃原功 委員 周囲が住宅地となっている普天間基地においては、離発着の際は住宅地上空を飛ばざるを得ないことから海上や施設内での訓練に限定することについては無理がある。意見の趣旨は理解できるが、それよりも「飛行させない」ということを前面に訴えるべきではないか。

○呉屋等 委員 住宅地上空での飛行訓練の禁止については、これまでの抗議決議にお

いても明記し要請も行ってきているものと理解している。

○島勝政 委員 当該意見の文面からすると、海上や基地施設内では訓練してもよいと受け止めることができる。呉屋委員が言うように住宅地上空は飛ぶなという抗議は行っているということによいのではないか。

○伊波一男 委員 これまでにも住宅地上空での飛行中止を求めてきた経緯もあることから、一つの参考意見として取り扱ってはどうか。

○宮城司 委員長 参考意見として取り扱うこととしてよいか。

(異議なし)

○宮城司 委員長 次に「普天間基地問題についてもっと具体的な解決法や要請を市議会として取り組んでいただきたい」という意見について協議していただきたい。

○上地安之 委員 政治的な意見もあることや、これまでも事件や事故が起こるたびに抗議決議や意見書として議会の意思は示してきていることもあり、当該意見も参考意見として取り扱ってはどうか。

○桃原功 委員 いろいろな知恵を出して、どのようにしたら基地返還ができるのかということを考え、共に取り組んでいく必要があるものとする。

○宮城司 委員長 参考意見として取り扱うこととしてよいか。

(異議なし)

○宮城司 委員長 本日協議した内容については、まとめて次回の委員会において配付してまいりたい。今後は作成した資料を政策討論会全体会において確認、議会全体の意思決定の上、市民の皆様へ回答していく流れである。

【協議結果】

市民意見への対応について、協議のとおり対応方針を決定する。

【協議事項】

一般質問における午前中 3 人目の取り扱いについて

○宮城司 委員長 次に、「一般質問における午前中 3 人目の取り扱い」については、前回の委員会において続行するか、午後に回すかは議長がその都度、諮って決めることとしているが、そのように進めてよいか。

○平良眞一 委員 議長は、次の質問者、議会全体のどちらに諮るのか。

○宮城司 委員長 議会全体に諮るものである。

【協議結果】

本件については、議長がその都度、会議に諮って決定することとする。

【協議事項】

請願の取り扱いについて

- 宮城司 委員長 次に「請願の取り扱い」について協議していただきたい。
- 上地安之 委員 法的に期限の縛りはないが、いつでも提出でき、その都度審査をしなければならなくなると、議会運営に支障を来すこととなるため、一定の取り決めは必要と考える。少なくとも委員会で審査ができるよう付託日の前日に期限を設けてはどうか。
- 宮城司 委員長 提出期限を委員会付託日の前日とすることで市民の意見を最大限受け止めることができるのではないかとということであるが、事務局としてはその期限で問題はないか。
- 事務局 資料を整える作業はあるが、執務時間中であれば可能と考えている。
- 上地安之 委員 委員会付託の準備作業を考えると、前日の午後5時に提出された場合、準備時間もないことから、2日前の開会日としてはどうか。
- 呉屋等 委員 告示日は開会日の何日前になるのか。
- 事務局 7日前である。
- 呉屋等 委員 1週間あれば問題ないものとする。
- 宮城司 委員長 定例会の開会日を請願の提出期限とすることで進めてよいか。
(異議なし)
- 上地安之 委員 今回決まった請願の提出期限については、市民に対してどのように周知する予定か。
- 事務局 議会ホームページや議会だよりを通して行ってまいりたい。
- 桃原功 委員 せっかくこのような周知するのであれば「請願」や「陳情」といった用語の意味も合わせて掲載していただきたい。
- 事務局 現状としてホームページでは掲載しているが、議会だよりの紙面の都合等も含めて検討してまいりたい。

【協議結果】

請願の提出期限については、各定例会の開会日の午後5時までとする。

- 宮城司 委員長 以上で本日の委員会を閉会いたします。

閉会時刻（午前10時43分）